平成２５年（フ）第２６４１号
大阪府大東市南郷町15番305号
債務者　藤田　幸子（旧姓糸川）
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２６４４号
大阪府八尾市安中町６丁目４番13―705号
債務者　ユン　チェット　ゴック
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７５号
和歌山市宇田森108番地
債務者　森田　禎純
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１１８号
和歌山市加納251―24　加納マンションⅠ２階203号室、住民票上の住所和歌山市上野417番地の43
債務者　小坂　正美
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１５９号
和歌山県岩出市岡田766番地の16
債務者　小谷　　貢
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１６０号
和歌山県海南市大野中384番地６
債務者　柳　　好美（旧姓和泉）
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１６８号
和歌山県岩出市相谷33番地の１　207号
債務者　奥本久二男
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１６９号
和歌山市津秦10番地
債務者　松尾　雅代
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１７３号
和歌山県海南市黒江１―113　神谷ハイツ２階202号室、住民票上の住所和歌山県海南市大野中474番地43
債務者　丸林　幹男
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１２９号
和歌山市有本275番地　松山住宅３号、住民票上の住所和歌山市上町29番地
債務者　岩根　純子
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１３４号
和歌山市鳴神1076番地の１　セジュール田畑102
債務者　竹尾　　修
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１３５号
和歌山市鳴神1076番地の１　セジュール田畑102
債務者　竹尾百合恵
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

免責許可決定

平成２５年（フ）第６３号
鹿児島県鹿児島市下伊敷１丁目15番14―18号
破産者　竹山ヤスエ
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第３０２号
茨城県土浦市右籾1299番地
破産者　飯田　洋子
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第５０号
茨城県つくば市沼田116番地
破産者　吉澤　健一
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第５１号
茨城県つくば市沼田116番地
破産者　吉澤　芳乃
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第６９号
茨城県つくば市手子生1019番地
破産者　増山　和則
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第４号
鹿児島市谷山中央６丁目29番18号　朝日アパート202号
破産者　古川　弘子
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第３８号
千葉県印西市高花５丁目８番地11
破産者　古瀬　龍也
1　決定年月日　平成25年６月11日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第４０号
千葉県佐倉市生谷1508番地１、申立時の住所千葉県八街市八街に45番地241
破産者　櫻井真由子（旧姓原）
1　決定年月日　平成25年６月11日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第４１号
千葉県佐倉市上座411番地168
破産者　厚狭　弥生（旧姓中島）
1　決定年月日　平成25年６月11日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部